

議第15号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

一之宮ゲートボール場及び久々野総合運動公園老人運動広場を廃止するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>一之宮ゲートボール場</u></p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正前

改正後

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
高山市屋内軽スポーツ場の項～荘川グラウンドの項（略）	
一之宮屋内運動場	高山市一之宮町3042番地
一之宮ゲートボール場	高山市一之宮町3338番地7
一之宮テニスコートの項～渚体育館の項（略）	
久々野総合運動公園グラウンド	高山市久々野町久々野1461番地2
久々野総合運動公園老人運動広場	高山市久々野町久々野963番地1
久々野総合運動公園テニスコートの項～奥飛騨トレーニングセンタープールの項（略）	

名称	位置
高山市屋内軽スポーツ場の項～荘川グラウンドの項（略）	
一之宮屋内運動場	高山市一之宮町3042番地
一之宮テニスコートの項～渚体育館の項（略）	
久々野総合運動公園グラウンド	高山市久々野町久々野1461番地2
久々野総合運動公園テニスコートの項～奥飛騨トレーニングセンタープールの項（略）	

別表第2（第11条関係）

（単位：円）

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明
グラウンドの部から相撲場に係る部分まで（略）							
施設	名称	使用用法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	
屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場	高山市屋内軽スポーツ場～活性化施設荘川ドーム（略）	1面の項（略）					
	一之宮屋内運動場	備考（略）					
	一之宮ゲートボール場						
	久々野体育館ゲートボール場						
	久々野総合運動公園老人運動広場						
	朝日屋内ゲートボール場～奥飛騨						
栃尾屋内運動場（略）							
プールに係る部分及び体育館・武道館に係る部分（略）							

備考（略）

別表第2（第11条関係）

（単位：円）

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明
グラウンドの部から相撲場に係る部分まで（略）							
施設	名称	使用用法	時間区分及び使用料				
			午前	午後	全日	夜間	
屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場	高山市屋内軽スポーツ場～活性化施設荘川ドーム（略）	1面の項（略）					
	一之宮屋内運動場	備考（略）					
	久々野体育館ゲートボール場						
	朝日屋内ゲートボール場～奥飛騨						
	栃尾屋内運動場（略）						
プールに係る部分及び体育館・武道館に係る部分（略）							

備考（略）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。